富山県看護協会ひよどり富山居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人富山県看護協会ひよどり富山居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態にある高齢者(以下「高齢者等」という)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものと する。
 - (1) 介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において有する 能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効 率的に提供されるような介護計画を提供する。
 - (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定 の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - (4) 事業所は、介護認定の調査の依託を受けた場合は、調査の留意事項に精通し、利用者に公平・中立で正確な調査を行う。
 - (5) 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・介護・福祉サービス事業 者との綿密な連携が図られるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業者及び事業所の名称等は次のとおりとする。
 - (1) 名称 富山県看護協会ひよどり富山居宅介護支援事業所
 - (2) 所在地 富山市鵯島字川原1907-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 職員の種類、職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(主任介護支援専門員・常勤兼務) 管理者は、事業所を代表し、業務を総括する。
 - (2) 介護支援専門員 2名以上(管理者含む) 介護支援専門員は運営方針に基き業務を遂行する。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日:月曜日から金曜日。

ただし、国民の祝日及び休日、12月29日~1月3日までを除く。

(2) 営業時間:午前8時30分から午後5時。 ただし、緊急の場合は時間外でも相談業務を行うこととする。

(居宅介護支援の内容)

- 第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。
 - (1) 居宅サービス計画の作成
 - (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
 - (3) 介護保険施設や医療施設等の紹介
 - (4) 利用者に対する相談援助業務
 - (5) 要介護認定申請代行
 - (6) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

- 第7条 居宅介護支援の方法提供方法は以下のとおりとする。
 - (1) 利用者の実態把握

利用者及び家族からの相談を受け、現在利用者が有している能力、介護状況など、利用者が置かれている心身の状態や環境の状態を把握する。

(2)課題の分析

状態の把握後、課題を考察する。

課題については、課題分析標準23項目を具備し分析する。

(3) 居宅サービス計画の作成

把握された課題に基づき、当該地域において受けることができる居宅サービス の原案を作成する。

(4) 利用者の同意

利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。また作成した居宅サービス計画等の書類を交付する。

(5) サービス担当者会議

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について専門的見地から意見を求める。

(6) 継続的な状態把握と評価

居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者 等との連携を継続的に行い、必要に応じて計画の変更、連絡調整、その他の便宜 を図る。 (利用料)

第8条 指定居宅支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指 定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴 収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の実施地域については、富山市神明・五福地区とする。 但し、他地区の依頼があった場合については、この限りではない。

(緊急時、事故発生時における対応)

- 第10条 事業所の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した 利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業所から連絡が あった場合は、下記のとおりの対応をするものとする。
 - (1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに予め確認している連絡先(家族等)へ連絡するとともに医療機関に連絡をすることとする。また、事故の状況及び事故に際して行った処置等を記録する。

- (2) 市町村(保険者)及び県高齢福祉課に報告するものとする。
- (3) 処理経過及び再発防止策の報告

市町村(保険者)及び県高齢福祉課へ事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)及び県高齢福祉課に報告するものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所はサービス事業所等から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先(家族等)及び医療機関に連絡を行い指示に従うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第12条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置 を講じるよう努める。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね 6 月に 1 回以上開催する。その結果を、介護支援専門員に周知徹底することとする。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱い のためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス 提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、 必要に応じて利用者又は代理人の同意を得るものとする。

(苦情対応)

第14条 居宅介護支援事業所は、提供した居宅介護支援に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生及び再発を防止するため、次の 措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、 その結果について、職員に十分周知する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
 - 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、 速やかに、これを地域包括支援センターや市町村に報告する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護 支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る ための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。又、介 護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するもとする。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもと とする。

(ハラスメント対策の強化)

第17条 事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修 の機会を設け、また、質の保証ができ得る業務体制を整備する。
 - 2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、公益社団法人富山県看護協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 11年10月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成 17年 7月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成 20年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成 24年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成 25年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則 この規程は、令和 4年 6月18日から施行する。

附則 この規程は、令和 6年 6月15日から施行する。